



# 宮 崎 県 公 報

平成21年 9 月14日 (月曜日) 号外 第 64 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1

### 人事委員会規則

- 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 2

## 規 則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 9 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第35号

#### 宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則 (平成10年宮崎県規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																											
(広報企画監等) 第 265条 前 2 条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりする。	(広報企画監等) 第 265条 前 2 条に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりする。																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>薬務対策監</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組 織	職	職 務	[略]			福祉保健部	薬務対策監	[略]	[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>薬務対策監</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>感染症対策監</td> <td><u>上司の命を受けて、感染症対策の総合調整に関する事務を掌理する。</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組 織	職	職 務	[略]			福祉保健部	薬務対策監	[略]		感染症対策監	<u>上司の命を受けて、感染症対策の総合調整に関する事務を掌理する。</u>	[略]		
組 織	職	職 務																										
[略]																												
福祉保健部	薬務対策監	[略]																										
[略]																												
組 織	職	職 務																										
[略]																												
福祉保健部	薬務対策監	[略]																										
	感染症対策監	<u>上司の命を受けて、感染症対策の総合調整に関する事務を掌理する。</u>																										
[略]																												

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 9 月14日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

### 宮崎県人事委員会規則第19号

#### 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則 (昭和30年宮崎県人事委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
別表第 1 (第 2 条関係)	別表第 1 (第 2 条関係)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職</th> <th>種 別</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事 本 庁</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組 織	職	種 別	区 分	知 事 本 庁	[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職</th> <th>種 別</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事 本 庁</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組 織	職	種 別	区 分	知 事 本 庁	[略]		
組 織	職	種 別	区 分														
知 事 本 庁	[略]																
組 織	職	種 別	区 分														
知 事 本 庁	[略]																

	広報企画監 交通・地域安全 対策監 業務対策監  計画指導監 工事検査監 木材流通対策監 農業改良対策監 消費安全企画監 家畜防疫対策監 国営事業対策監 漁業調整監 漁港整備対策監 ダム対策監 空港・ポートセ ールス対策監 施設保全対策監 副参事	[略]		広報企画監 交通・地域安全 対策監 業務対策監 感染症対策監 計画指導監 工事検査監 木材流通対策監 農業改良対策監 消費安全企画監 家畜防疫対策監 国営事業対策監 漁業調整監 漁港整備対策監 ダム対策監 空港・ポートセ ールス対策監 施設保全対策監 副参事	[略]
	[略]			[略]	
[略]			[略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月14日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第20号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第5条の3関係）				別表第1（第5条の3関係）			
組織 区分	給料 表	職	加 算 割 合	組織 区分	給料 表	職	加 算 割 合
知事 部局	行政 職	本庁	[略]	知事 部局	行政 職	本庁	[略]
		次長、局長、部（局） 参事、課長、室長、局 次長、広報企画監、交 通・地域安全対策監、 業務対策監、計画指導 監、工事検査監、木材 流通対策監、農業改良 対策監、消費安全企画 監、家畜防疫対策監、 国営事業対策監、漁業 調整監、漁港整備対策 監、ダム対策監、空港 ・ポートセールス対策 監、施設保全対策監	[略]			次長、局長、部（局） 参事、課長、室長、局 次長、広報企画監、交 通・地域安全対策監、 業務対策監、感染症対 策監、計画指導監、工 事検査監、木材流通対 策監、農業改良対策監 、消費安全企画監、家 畜防疫対策監、国営事 業対策監、漁業調整監 、漁港整備対策監、ダ ム対策監、空港・ポ ートセールス対策監、施 設保全対策監	[略]
		[略]				[略]	
		[略]				[略]	

[略]

[略]

[略]

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

